

答 申

1 審査会の結論

諮問第103号案件「(1) 訴訟委任状(平成30年2月19日付及び同年3月30日付)の元となる世田谷区と〇〇弁護士との間に交わされた委任契約書及びその起案文書、(2) 当該訴訟委任状に公印を押印するための起案文書及び承認文書」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、平成30年7月4日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同年7月5日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人(以下単に「請求人」という。)が行った「(1) 訴訟委任状(平成30年2月19日付及び同年3月30日付)の元となる世田谷区と〇〇弁護士との間に交わされた委任契約書及びその起案文書、(2) 当該訴訟委任状に公印を押印するための起案文書及び承認文書」(以下「本件行政文書」という。)の行政情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が平成30年7月3日付で行った非開示決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書、反論書等によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 世田谷区長は、本件請求が個人情報を含む内容となっており、情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報(個人情報)を公開することになるため、本件請求を拒否した。

イ しかし、非公開とすべき個人情報(請求人の氏名等と思われる)は、容易に区分することができ、本件請求の趣旨を損なうことがないので、当該非公開情報に係る部分を除いた部分を公開すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関(以下単に「実施機関」という。)は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、条例第9条に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

ア 条例第9条によれば、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在し

ているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。そして、「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に対し、文書不存在と回答することにより、そうした事実がないことを意味し、非開示と回答すると、内容は公にできないが、そうした事実はあることを意味することとなる場合などをいう。

イ 条例第7条第2号本文によれば、非開示情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、宗教、趣味等に関する情報、個人に関する判断、評価に関する情報その他個人に関する一切の情報を意味するものであり、「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。

ウ これを本件処分についてみると、本件行政文書は、特定の個人と世田谷区（以下単に「区」という。）との間で訴訟が行われている事実や当該訴訟において区が訴訟事務を当該弁護士に委任している事実を前提として作成される文書であるから、本件行政文書の存否について応答することは、上記事実の有無に関する情報を開示することになる。また、上記各情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するものである。

よって、本件行政文書の存否について回答することは、特定の個人と区との間で訴訟が行われているか否か、当該訴訟において区が訴訟事務を当該弁護士に委任しているか否かという、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することとなるため、実施機関が条例第9条に基づき、本件行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否し、本件処分を行ったことは妥当である。

エ 請求人は、「非公開とすべき個人情報（請求人の氏名等と思われる）は、容易に区分することができ、当該公開請求の趣旨を損なうことがないので、当該非公開情報に係る部分を除いた部分を公開すべき」旨主張する。

しかしながら、本件行政文書の存否を回答することは、特定の個人と区との間で訴訟が行われているか否かという、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるのは上記のとおりである。また、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、等しく開示請求権を認めており、開示請求の理由や目的、開示請求者が誰であるかといった個別的事情を考慮しないものである。そうすると、本件処分は、上記ウのとおり、本件行政文書が存在しているか否かを回答することが、特定の個人に関する情報を開示することになるため、条例第7条第2

号に該当するとしてされたものであり、請求人の個別的事情は実施機関の判断に影響を及ぼさないことから、請求人の主張には理由がない。

オ 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「(1) 訴訟委任状（平成30年2月19日付及び同年3月30日付）の元となる世田谷区と〇〇弁護士との間に交わされた委任契約書及びその起案文書、(2) 当該訴訟委任状に公印を押印するための起案文書及び承認文書」と認められる。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

原則として、開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うべきである。しかしながら、本条は、開示請求に対し、文書不存在と回答すると、そうした事実がないことを意味し、反対に、非開示と回答すると、内容は開示できないが、そうした事実があることを意味することにより、結果的に非開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる規定である。

条例第7条第2号は、非開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を定めている。

本件請求は、請求人が提出した開示請求書に添付された訴訟委任状に特定の個人の氏名が記載されていることから、本件請求に対して、開示決定又は非開示事由に該当することを理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には、本件行政文書が存在すること、すなわち特定の個人と区との間で訴訟が行われているか否かという事実を明らかにすることとなる。また、文書不存在による非開示決定を行えば、本件行政文書が存在しないこと、すなわち特定の個人と区との間で訴訟が行われていないという事実を明らかにすることとなる。

特定の個人と区との間で訴訟が行われている、又は行われていないという存在の有無に係る情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであ

るから、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するものであり、本件行政文書の存否について応答することは、非開示情報を開示することとなる。

したがって、条例第9条の適用により、本件行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したことは妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

| 日 付 | 審 議 経 過 |
|------------|--|
| 平成30年9月6日 | 審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第103号） |
| 平成30年11月8日 | （平成30年度第7回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 |
| 平成31年1月10日 | （平成30年度第10回審査会） ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。 |
| 平成31年1月21日 | （平成30年度第11回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 平成31年2月14日 | （平成30年度第12回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和元年7月16日 | （令和元年度第4回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和元年10月17日 | （令和元年度第6回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和元年10月17日 | 審査庁（世田谷区長）に答申した。 |